

第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成30年度末までに161件の不服の裁定事件が係属し、156件が終結している。これを関係法律別にみると、採石法関係が最も多くなっている（表2-3-1、付録4参照）。

平成30年度に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された4件と30年度に新たに受け付けた3件の計7件であり、うち2件は30年度中に終結し、5件は翌年度に繰り越された（表2-3-2）。

表2-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（平成31年3月31日現在）

（単位：件）

関係法律	処分区分	認 容	棄 却	却 下	取下げ	他	計
鉱 業 法		1	12	4	14	0	31
採 石 法		5	16	2	25	0	48
森 林 法		0	1	4	3	0	8
農 地 法		0	1	2	0	1	4
海 岸 法		0	1	0	2	0	3
自 然 公 園 法		0	5	0	3	0	8
河 川 法		0	1	1	0	0	2
砂 利 採 取 法		5	15	5	17	0	42
都 市 計 画 法		0	7	0	1	0	8
そ の 他		0	0	2	0	0	2
計		11	59	20	65	1	156

(注) 1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成31年3月31日である。

2 関係法律が重複する場合は、主な関係法律に区分した。

3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。

4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。

5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。

6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。

7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

8 処分区分の他の1件は、送付である。

表2-3-2 平成30年度に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人 (参加申立人)	処 分 庁	申 請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
平成28年 (フ) 第4号	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	三重県業者 1社	三重県 尾鷲建 設事務 所長	平成 28.10.27	係属中
平成29年 (フ) 第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	秋田県業者 1社	山形県 知事	平成 29. 2.20	平成 30.10.23 却下
平成29年 (フ) 第2号 (参加)	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	三重県内漁 業組合連合 会外3組合	三重県 尾鷲建 設事務 所長	平成 29. 3.30	係属中
平成29年 (フ) 第3号 (参加)	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	山形県遊佐 町長	山形県 知事	平成 29. 8.24	平成 30.10.23 却下
平成30年 (フ) 第1号	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	秋田県業者 1社	山形県 知事	平成 30. 9.21	係属中
平成31年 (フ) 第1号	岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	岡山県業者 1社	中国経 済産業 局長	平成 31. 3.14	係属中
平成31年 (フ) 第2号	福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	東京都電力 会社1社	福島県 知事	平成 31. 3.20	係属中

第1節 平成30年度に係属した不服の裁定事件

平成30年度に係属した不服の裁定事件は、次のとおりである。

1 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成28年(フ)第4号事件・平成29年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものであるとして、申請人は、平成28年10月27日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年3月30日に、三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立てがなされた。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成28年11月15日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、裁定の結果に関係があると主張する三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定した。これまで、4回の審理期日を開催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成28年10月27日	裁定申請受付
11月15日	審理手続開始
平成29年2月3日	第1回審理期日
3月30日	三重県内の漁業組合連合会ほか3組合から参加申立受付
4月28日	三重県内の漁業組合連合会ほか3組合の参加を決定
5月29日	第2回審理期日
10月27日	第3回審理期日
平成30年1月18日	第4回審理期日

2 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

(公調委平成29年(フ)第1号・第3号事件)

(1) 原処分の概要

山形県知事は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年12月20日付けで、拒否処分を行い、また、同地内における森林法第10条の2第1項に基づく林地開発計画変更許可申請に対し、平成29年1月13日付けで、拒否処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・無効なものであり、また、処分庁は、林地開発計画変更許可申請に当たって必要な添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、申請人は、当該書類は申請に当たって必要な添付書類には含まれないため、かかる拒否処分は違法なものであるとして、平成29年2月20日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

その後、平成29年8月24日に、山形県遊佐町から、処分庁が岩石採取計画認可申請の拒否処分における町条例の有効性を主張する上で参加の必要があることを理由として、参加の申立てがなされた。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成29年3月6日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、同年7月14日の第2回審理期日において、森林法に基づく林地開発計画変更許可申請に対する拒否処分に係る審理手続を分離（平成29年（フ）第1号－2事件）し、同年9月29日、同処分に係る申請を却下するとの裁定を行い、同事件は終結した。また、同月5日、山形県遊佐町の参加を承認した。その後、更に5回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、採石法に基づく岩石採取計画認可申請に対する拒否処分について、申請人が処分庁に対して平成30年4月10日付けで、平成28年11月25日付け岩石採取計画と同一の区域について再申請を行い、これに対して処分庁が同年7月10日付けで不認可処分をした（後記3(1)記載の原処分である。）ことから、拒否処分の理由である添付書類不備の判断（形式的要件の欠缺）については、その違法性を裁定手続において判断する必要性は既に消失し、裁定申請の法律上の利益は認められないとして、同年10月23日付けで申請人の請求を却下するとの裁定を行い、本事件は終結した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成29年2月20日	裁定申請受付
3月6日	審理手続開始
5月12日	第1回審理期日
7月14日	第2回審理期日
同日	森林法に係る審理手続を分離
8月24日	山形県遊佐町から参加申立受付
9月5日	山形県遊佐町の参加を承認
9月29日	森林法に係る申請の裁定
10月3日	第3回審理期日
12月25日	第4回審理期日
平成30年3月19日	第5回審理期日
7月19日	第6回審理期日
8月30日	第7回審理期日
10月23日	裁定
11月13日	裁定の官報公示（公害等調整委員会公示第5号）

(4) 裁定書

裁定書の概要は、以下のとおりである。

公調委平成29年（フ）第1号，同第3号山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

裁 定

（当事者の表示省略）

主 文

本件裁定申請を却下する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

処分庁が申請人に対して平成28年12月20日付けでした岩石採取計画認可申請に対する拒否処分を取り消す。

2 処分庁

(1) 本案前の答弁

主文と同旨

(2) 本案に対する答弁

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、採石業を営む申請人が、処分庁に対し、申請人が所有する土地について、採石法33条に基づく岩石採取計画の認可を申請したところ、これを拒否する旨の処分をされたことから、この拒否処分（以下「本件拒否処分」という。）の取消しを求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 4つ目のタイトルバー「鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定制度」→ 「終結した不服裁定」を選択して該当する事件を参照）

3 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

（公調委平成30年（フ）第1号事件）

(1) 原処分の概要

山形県知事は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで同岩石採取計画を認可しないとの処分を行った（前記2(3)記載の不認可処分である。）。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」において、申請人の岩石採取計画を「規制対象事業」に認定したことなどを理由に採石法

第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものであるとして、申請人は、平成30年9月21日付けで同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成30年10月17日、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、1回の審理期日を開催するなど審理手続を進めている。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成30年9月21日 裁定申請受付
 10月17日 審理手続開始
 平成31年3月25日 第1回審理期日

4 岡山県岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成31年(フ)第1号事件)

(1) 原処分の概要

中国経済産業局長は、申請人からされた岡山県岡山市北区御津矢原地内における採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対し、平成30年12月14日付けで棄却の処分を行った。

(2) 申請の概要

処分庁は、申請人による採石法第28条に基づく採石権存続期間の更新決定申請に対して、岩石資源が不足する蓋然性は認められず、また、採石権の更新が土地所有権の制限にはならないとは認められないことから、土地所有者が被る不利益を上回るだけの社会公共の利益及び必要性があるとは認めることはできないと判断し、棄却決定を行ったが、かかる処分は、以下①ないし③の理由により社会通念に照らし著しく妥当性を欠くため違法なものであるとして、申請人は、平成31年3月14日に同処分の取消しを求めて裁定を申請した。

- ① 近い将来に岩石資源を確保し得なくなる蓋然性が相当高度であること。
- ② 土地所有権の重大な制限にはならないこと。
- ③ 申請人の岩石の採取が公共の福祉に反しないこと。

(3) 手続等の概要

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

5 福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件

(公調委平成31年(フ)第2号事件)

(1) 原処分の概要

福島県知事は、X(被処分者)からされた福島県田村市都路町地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請(以下「本件認可申請」という。)に対し、平成30年3月23日付けで、認可の処分(以下「本件認可処分」という。)を行った。

(2) 申請の概要

申請人は、電力会社であり、申請外A氏とA氏所有の土地に係る賃貸借契約を締結し

て当該土地に送電線路（電柱等）を設置している。本件認可申請に係る岩石採取場には当該電柱等があり、本件認可処分は当該電柱等に支障を与えないようにするとの条件の下でなされたものであるところ、被処分者は当該電柱等に支障を与えるおそれのある範囲での作業に着手し、本件認可処分の条件に違反する事実があるとして、申請人は、平成31年3月20日付けで本件認可処分の取消しを求めて裁定を申請した。

(3) 手続等の概要

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めている。